

平成28年11月4日開催

高崎市第28回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第28回農業委員会農地部会を開催いたします。本日は全員出席でございますが、大山委員と生方委員が少々遅れるとの連絡がありましたので、報告をいたします。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、指名してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、議事録署名委員に5番、町田羨布委員、13番、矢島勇司委員の2名を指名いたします。

書記の任命につきましては、事務局の曾我主査にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りますが、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地、太陽光発電設備設置用地として許可を得たが、当初の計画内容と異なる計画での施工をしたため是正したいとの申請でございます。変更後は、引き続き太陽光発電設備設置用地でございます。また、議案書21ページ、第4条許可申請、議案第3号、ナンバー1が関連案件でございます。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅でございます。所有権を取得後、資金の都合により計画を実行することが困難となったためとのことでございます。変更後の契約は売買、目的は建売分譲住宅でございます。不動産業を営んでおり申請地を建売分譲住宅用地として買い受けたいとの申請でございます。また、農地法第5条許可申請、議案第4号、ナンバー31が関連案件でございます。

3番 当初許可は農地法第3条許可、契約内容は地上権、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。事業地を拡張し、計画を見直すことになったためとのことでございます。変更後は、契約内容は同じく地上権、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。関連案件といたしまして、次のページのナンバー4、あと同じく3条のほうの許可の一時転用がございます。こちらが16ページのナンバー17、あと、5条の許可申請が新たに出ておりまして、こちらが33ページ、ナンバー37でございます。

4番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。事業地を拡張し、計画を見直すことになったためとのことでございます。変更後は同じく賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら先

ほどのナンバー3の関連案件でございまして、同じく3条許可申請ナンバー17、5条の許可申請ナンバー37の案件が関連でございます。

5番 当初許可は農地法第3条許可、契約内容は地上権、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。変更後の契約内容は地上権、転用目的は太陽光発電設備設置用地のための地上権の設定で、事業地を拡張し、計画を見直すことになったためとのこととでございます。関連案件といたしましては、次のナンバー6、またこちらも第3条許可申請が出ておりまして、16ページのナンバー18、5条の許可申請が34ページのナンバー38でございます。

6番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地で、事業地を拡張し、計画を見直すことになったためとのこととでございます。変更後の契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。また、先ほどのナンバー5と、同じく3条許可申請のナンバー18、第5条許可申請のナンバー38が関連案件でございます。

7番 当初許可は農地法第3条許可、契約内容は地上権、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のための地上権の設定で、事業地を拡張し、計画を見直すことになったためとのこととでございます。変更後の契約内容は地上権、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。9ページのナンバー8、また19ページの3条許可申請のナンバー27、27ページ、5条許可申請のナンバー8が関連案件になっております。

8番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地で、事業地を拡張し、計画を見直すことになったためでございます。変更後の契約は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。前のナンバー7、同じく3条許可申請のナンバー27、5条許可申請のナンバー8が関連案件でございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思えます。5条のほうで審議ですかね。同一の許可だからあれですよ。どちらがいい。

○事務局 その辺につきましては、また3条と5条があるのですけれども、5条の際に質問のほうは受けさせていただきまして、また許可等につきましては計画変更、また3条、5条同じに審議いただく形になりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 同一許可ということになるわけだね。

○事務局 そうですね、同一許可。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ、承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、長年管理をしていた申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、自宅に近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の賃借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、自宅に近い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設置したいという申請でございます。

15番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設置したいという申請でございます。

16番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設置したいという申請でございます。

17番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

18番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

19番 契約内容は贈与、管理を任されている申請地を譲り受け耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、園芸療法によるリハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請地を買い受け

たいという申請でございます。

22番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は贈与、長年管理をしていた申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は遺贈、故人の遺志に応え譲り受けたいという申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定によります許可申請につきましては、27件でございます。このうちナンバー5、9番を除いて別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、または第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられることをご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○依田会長 申請ナンバー19番は契約の内容が贈与となっていて、申請の理由が売り渡したいという、これはミスブリだろうか。

○部会長 訂正しなかったからですね。

事務局。

○事務局 申しわけありません。議案の説明の中で、訂正が先ほど漏れていましたので、売り渡したいというところを譲り渡したいというふうに訂正をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 そのほかはどうでしょうか。

○依田会長 ここで遺贈というのが出てきたので、皆さんにちょっと説明してくれないかな。遺贈とはどういうことなのか。読んで字のごとくなのですからけれども。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 遺贈という言葉ですが、一般的に遺言によりまして他人に財産を与えるという行為でございます。こちら、民法上の言葉になりまして、また遺贈には包括遺贈と特定遺贈というのがございます。包括遺贈の場合につきましては、一括してその方に渡す場合は農地転用の許可自体が、3条許可が要らないことになりまして、特定遺贈でその土地だけを渡す場合は、こういったふうに許可の対象となりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 そのほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、9番が保留ということと、14、15、16番は期間の設定が1年間ということになります。それで異

議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議がないようでございますので、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 太陽光発電設備設置用地として許可を得たが、当初の計画内容と異なる計画での施工をしたため是正をしたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳、ちょっと1つ聞きたいのですけれども、1番のところ、始末書添付になっているのだけれども、これは関連議案では、もう最初に太陽光だということで、始末書というのはちょっと意味がわからないのだけれども。

○部会長 事務局。

○事務局 先ほどの計画変更の3ページのナンバー1にあったとおり、当初は平成28年1月に許可を得て、その計画で太陽光を設置するというのが本来なのですけれども、こちらは本来平地の太陽光を設置しますと言っていたのです。そしたら、現地にできた太陽光は家の2階建てを超えるぐらいまでの高さの支柱が、太陽光ができて、それは南側に違う方の家がありまして、そちらの日陰になってしまうということから、勝手に許可を受けた内容と異なる施工で支柱を高くて太陽光を設置してしまったということで、今回の是正の申請となっております。始末書というのは、許可を受けた内容以外の施工をしてしまって設置しましたという、そちらについては申しわけございませんでしたという始末書がついております。

以上でございます。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 太陽光設定したからというわけでもいいわけだよ、これね。

○事務局 そうです。

○18番青柳委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー10につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 本件につきましては、申請者から取下げたいとの連絡がありましたので取下げをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。1番は取下げとのこと。1ついいですか。確認なのですけれども、隣地を買う予定だとかいう話はどうなりましたか。

○部会長 はい。

○事務局 隣地は、ではどうすれば、中央でなくなるのかという相談を受けておりまして、それに対して事務局といたしましては、図面を今見ながらお話しされている方もいらっしゃると思うのですけれども、まず中央部に今申請地が位置しておりますので、そちらの例えば東側の宅地に接続してその一帯をくっつけていただいて、中央部から外すとか、後は西側をくっつけて一帯として借りていただいて、中央部ではないのだよとか、自分の経営農地がそこまであるので、集団の営農には支障はないのですよということであれば、また事情も変わりますというご説明はさせていただきましたが、現実的には難しいようです。

○部会長 ないですね。

○事務局 はい。

○部会長 どうでしょうか。

はい。

○4番高田委員 4番、高田ですけれども、その中央部ではなくて隣地を借り受けてそれで隅っこに建てたら問題ないというのですけれども、もし同じようなことが今後、では周りを買い受けてその中心を太陽光したいというのが今後発生したら、それはどうなるのですか。

○部会長 事務局。

○事務局 やはり今おっしゃったとおり、集団的な農業というのが今回ポイントになっておりまして、例えば効率的な利用とか大型の機械が入るとかというのもあるのですけれども、高崎の場合は、大型の機械というよりは、効率的な利用で一団でその方が農業をやられているのが一般的なのかなどと思われま。高崎においては、実はそういった

10ヘクタールの中の中心部に対しても、ある法人とかが一団で営農をやっている箇所がございまして、そういったところにつきましては、単に10ヘクタールの中だからだめですよということではなくて、そういったところを考慮しまして、許可を現にしているところもございまして。今回につきましては、この申請地の周りは幾つかの方が所有している田んぼとかがあるのですが、そちらと隣地ではないことから、また集団的な農業というのはそこまでは認められていない状況から、先ほども話したとおりの提案をさせていただきました。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○18番 青柳委員 18番、青柳ですけれども、この会社というか、譲受法人は何をやっている会社なのですか。太陽光でつくった会社なのですか。

○部会長 事務局。

○事務局 会社の登記簿の目的には色々書かれておりまして、まずは不動産の管理が一番最初に来ていて、あとは、その他建物のリフォーム、工事、土木建築業ですか、農業も入っております。

○部会長 よろしいですか。

○18番 青柳委員 はい。

○事務局 そのほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○11番 伊藤委員 これは、前に調査に行ったときも見たことがありましたけれども、やっぱり判断が難しいという感じはするのですけれども、基本的には。だけれども、農振農用地のど真ん中ということになると、やっぱり基本に立ち返ってまずいものはまずい、そういうふうには判断すべきではないかなと思うのですけれども。だから、やむを得ず不許可とか、そういうことに結論はなるのだと思うのだけれども。やむを得ないのではないですか。そう思います。

以上です。

○部会長 今、伊藤委員のほうからもそういうお話がありましたけれども、基本に戻るではありませんけれども、高崎市の農業委員会としては今まで中央部にあったところは許可しておりませんので、そういう方向で不許可のほうがいいのではないかという意見が出ましたけれども、結果取下げとなりました。

○部会長 それでは、続きまして、ナンバー2の説明を事務局のほうでお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、申請地に含まれる砂利を採取するため一時転用したいという砂利採取の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2番の審議資料をごらんいただきたいと思います。

1枚目をごらんください。位置図でございます。申請地は、図面中央のピンクで示された箇所でございます。申請地は、阿久津下水処理場より南側に400メートル、南八幡小学校から北東に700メートルに位置しております。

2枚目をごらんください。案内図でございます。図面中央のピンクで塗られた箇所が申請地でございます、一団の

農振農用地の中央に位置しております。

3枚目をご覧ください。公図でございます。図面中央の黄色で塗られている箇所が申請地でございます、公道を挟んで北側と南側が申請地でございます。

4枚目をご覧ください。平面図でございます。各境界につきましては、図面、緑色の保安用地を設ける計画でございます、具体的には隣接農地に対しては2メートル、区域内の水路からは3メートル、隣接する公道につきましては、3.5メートルの保安用地を確保することとでございます。また、共同置き場につきましては、北側に1カ所、南側に2カ所設ける計画でございます。なお、申請地の中央部分に2カ所、南側に1カ所のダンプの出入り口を設ける予定でございます。また、外周には防護柵と危険標識を設置し、安全対策といたしましては、表土置き場の土の上にはシートをかぶせ防じんさせるとのこととでございます。また、ダンプの出入りにつきましては、乾燥する時期につきましては、散水し、ほこりなどが立たないように対策することとでございます。

続きまして、5枚目以降につきましては、申請地南側の縦断図及び横断図でございます。掘削予定地は、各保安用地から内側にさらに10メートルずつのなだらかな傾斜を設け、その内側を掘削する計画でございます。また、合計の採取面積は1万2,779平米、採取量は7万7,817立米でございます、掘削の太さは最大で9.9メートル計画しております。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県の大宮市の隣町にあります皆野町の山土を購入し、埋め戻すとの計画でございます、採取した砂利は、新町の砂利採取企業に販売する計画でございます。

以上、農地法第5条許可申請ナンバー2の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第1班の調査でございますので、調査班長の吉井委員から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は、譲受法人の代表者、測量会社の担当者、代理人の計3名の出席でした。

質問1 砂利採取後の埋め戻し用の土は、どのようなものを使用する予定ですか。

回答 山土を買って、埋め戻し土として使用する計画でいます。

質問2 埋め戻し土を買ってまでするということですが、採算はとれますか。

回答 申請書にも収支の計画を添付していますが、採算はとれる計画でいます。

質問3 今までにも砂利採取をされてきているのですか。

回答 今まで17年くらい企業の下請けとして砂利採取を行ってきました。私自身での申請は、今回が初めてとなりますが、自分で事業が行えるよう認可を取得し、準備をしてきました。

質問4 申請地の周囲は、優良農地が広がっていますので、農作業への配慮をお願いいたします。事業期間も2年間とありますが、採取は毎日されるのですか。

回答 はい。農作業への配慮はさせていただきます。安全面についても警備員を配置するなどいたします。採取については、毎日する計画です。搬出先である取り引き先と連絡をとりながら、一日に40台から50台での納品を考えています。

質問5 搬出経路はどちらになりますか。場所によっては、道を痛めることもあると思いますので、十分に注意してください。

回答 搬出経路は、学校道のほうを通る予定でいます。崩れやすい箇所などは鉄板敷きや舗装して対応いたします。

質問6 採取後の農地への復元はどのような計画になりますか。

回答 表土となります七、八十センチには採取前に保管しておいた土を敷き詰め、その下に埋め戻しの山土を入れまして、最後は代かきを予定しています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○6番前原委員 6番、前原ですけれども、これは学校が近いですけれども、通学道路はこの中に入っているのですか。予定地を通っているのですか。

○部会長 事務局。

○事務局 経路といたしますと、搬出経路の一部が通学用の道路の一部を通る計画ではございますけれども、通学の時間帯はなるべくダンプの出入りというものは避けるような形をとりまして、また万が一その時間帯にかぶってしまいましたら、警備員を配置するなど対策をしたいとのことでございます。

○部会長 よろしいですか。

○6番前原委員 わかりました。

○部会長 ほかにはどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー2につきましては、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5につきましては、関連する案件でございますので、一括して審議させていただきますと思います。

事務局、ナンバー3、ナンバー4並びにナンバー5の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという、支柱を立て営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという、支柱を立て営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の調査資料に基づき説明をさせていただきます。

農地法5条、審議ナンバー3、4、5とそれぞれ別々になっておりますが、3冊を用意していただきたいと思っております。

では、まずはナンバー3の資料からごらんください。1枚目が位置図でございます。図面左上のほうに示してあるのが申請地でございます、県立農林大学校から北東へ200メートルほど、みさと芝桜公園のすぐ南あたりに位置する場所でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。さらに1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。マーカーで示された筆が申請地でございますが、実際にはこの筆の一部分のみにパネルが張られているものでございます。

周辺状況につきましては、ごらんのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。この図面のとおりの部分にパネルが張られております。パネルの張り方ですが、互い違いにすき間をあけて市松模様のような感じの張り方でございます、つまりすき間が多くなるような張り方となっております。下のところに立面図がございます。地面からの高さは低いところで3メートル、支柱と支柱の間が3.8メートルでございます。

1枚おめくりいただきまして、作付の図面ということですが、こちらにつきましては、先ほどの図面と同様のものがございますので、省略をさせていただいて、さらにおめくりいただきますと、営農計画書となってございます。この後3枚営農計画書になるのですけれども、こちらのフォーマットが向こう3年間分というふうになっておるのですけれども、今回につきましては1年目の部分のところをごらんいただくということでご了承をいただきたいと思っております。

営農計画書につきましては、全体的に簡単に概略を説明いたします。パネル下での作物は、フキということでございますので、日照量の面では問題ないかと思われれます。また、面積も大きくはないため、全て手作業主体の営農ということですので、支柱の高さ等十分にございますので、その面でも問題はないかと思われれます。作物の収量につきましては、最後のページの一番下の部分に、下部の農地の単収というところになるのですけれども、統計資料のほうから参考にした、地域の平均的な単収という数値に、8掛けをした数値を見込みということで記載してございます。

では、3番のほうの資料は以上でございます、続きましてナンバー4の資料のほうに移らせていただきます。以降は、先ほどの3番とかぶる部分が多くありますので、違っている部分のみ説明をさせていただきます。

ナンバー4につきましては、公図までが一緒ですので、3枚飛ばしていただきまして、4枚目のレイアウト図のほうに入らせていただきます。ナンバー4のレイアウト図につきましては、先ほどのナンバー3のほうと比べていただきますとわか

るのですけれども、同じ筆の中で違う場所にパネルが張られているという形になります。立面図のほう、パネルの構造なども全く全て同じ張り方でございます。

また、2枚おめくりいただきまして、営農計画書がついているわけですが、こちらのほうは、先ほどのナンバー3と申請の面積や場所、それから作物、方法等全て同じということですので、全く同じものが添付となっております。

ということで、4番については以上でございます。

続きまして、5番の資料のほうになります。こちらについては、2番目の案内図まで同様ですので、2枚おめくりいただきまして、3枚目の公図からごらんください。ナンバー5は、ナンバー3と4とは隣接はしておりますけれども、申請の筆が異なっております。マーカーで示してある筆になるのですけれども、こちらの一部分にパネルが張られているというかたちになります。周辺状況につきましては、ごらんとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、レイアウト図ということになるのですけれども、この図面につきましては、ちょっと間違っていて、実際と異なってしまっておりますので、そちらのご説明をさせていただきます。

現在、この図面では、図面で一番左側の筆の端っこにパネルが設置されているように描かれているのですけれども、実際は異なりまして、図面という右側に少しずれた形になっております。申請の筆の中ほどに近い部分に設置されております。パネルの張り方は描かれたとおりのままで、少し中側に張られている格好になっております。こちらについては、図面の訂正のほうを依頼をしているところでございます。あとは、5番につきましても、これまでとパネルの張り方、作物、面積等同様でございますので、営農計画書のほうも同様のものがございますので、説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3、4、5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は、各譲受人の代理人と譲渡人(耕作者)の計2名の出席でした。

質問1 審議ナンバー5の対象地ですが、耕うんされているだけで何も植わっていませんでしたが、どういうことでしょうか。

回答 フキの生育状況が非常によくなかったので、来年全面的に植え替えようと思い、今はそうなっている段階です。

質問2 収穫したものの販売については、どのように考えているのですか。

回答 直売所に出荷したり、露地販売を考えています。

質問3 3年目での収益としてはどの程度を見込んでいるのですか。

回答 二、三万程度でしょうか。

質問4 計画書のとおりならば、三、四十万は見込めると思います。販売についてきちんと考えていらっしゃるのでしょうか。営農ですから何かつくってさえいればいいというものではありません。

回答 収益については、売れたり売れなかつたりするものではないからはっきり言えませんが、今後は売れるようなものを作っていけるようにやっていきたいと考えています。

質問5 現地を確認した印象ですが、太陽光発電も営農も中途半端なような感じがします。本転用をして太陽光発電事業をされたらいかがですか。

回答 発電については中途半端ということはありません。ソーラーシェアリングは理想の形であり、非常に重要だと考えております。今後は、営農面について改善していきたいと考えています。

質問6 植えているフキの種類は何ですか。

回答 知人であるフキ農家から提供してもらったもので、品種まではわかりません。

質問7 シェアリングに対して強い信念をお持ちなのは前回お伺いして承知していますが、言動が一致していません。作っている品種もわからないのでは到底営農とは考えられません。

回答 これまでの取り組みや就農のできが悪かったことは、重々承知し、反省しております。今後は営農にもっと取り組んでいきます。

質問8 パネル下の日照量も割とありますので、ここでの作物としてフキが本当に最適なのかも含め、違う作物も検討してみてもいいのではないかと思います。

回答 確かに、ほかに何かいい作物があるのかなとも思います。当初はダイコン等を検討したこともありましたが、今はフキでやっていこうという考えでいます。

意見 現状では、まずはとにかく雑草を一度しっかり取りつくさないとだめだと思います。雑草のことさえ除けば、あとは確かにフキは手がかからずパネル下に適した作物だと思います。とにかく、まずは徹底的な草取りが必要です。

回答 わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳ですけれども、1年と向こうが切ってきたのですけれども、これは何で1年にしたのでしょうか。

○部会長 事務局。

○事務局 この間の事前協議の結果を、その内容を申請人にお伝えしました。その結果、1年でもいいので、申しわけございませんが、前回9月にも1年で様子を見させていただきながら許可をいただいたところもございますので、今回につきましても、1年様子を見ていただきながら許可を得たいということで1年というふうに訂正をしたいということで、向こうからそういった訂正をお願いしますということでございました。

○18番青柳委員 先に手を打たれてしまえばあれなのだけれども、確かに再設定なので。

○部会長 よろしいですか。

はい。

○6番前原委員 6番、前原です。これは、営農者が譲渡人で、農作業は機械を使わずに手作業だというのですけれども、手作業は、これは全部できるものでしょうか。営農できるものですかね。機械を使用しないで手でとあります

けれども。ちょっと。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 今回3条の申請でないので、ちょっとトラクターの保有数とかそういった記入欄自体がなくて、今回は先ほどの営農計画書の中には機械を使わずやっていくとの記載から、使わないことだと考えます。

○6番前原委員 機械使用しないでできるものですか。

○事務局 今のところ保有している機械はないというふうには伺っているのですが、ちょっと済みません、資料が手持ちにございません。

○部会長 でも、ナンバー5のほうはトラクターで起こしてあったから、どうにか。

○6番前原委員 大丈夫ですかね。

○部会長 パネルの下だけなのですよね、作物つくるの。

○9番滝野委員 植えつける面に関しては、機械は必要ありません。ですから、植えつける前の堆肥を入れるとか、肥料を入れて起こすことはトラクター必要ですけれども、その後は必要ないですよね。あの程度であれば。

○6番前原委員 はい、わかりました。

○部会長 はい。

○5番高田委員 5番、高田なのですけれども、同じような意見だったのですが、その営農者の方が1人でやっているのかちょっとわからなかったのですが、5反やって収穫のときに人手間借りないと収穫ができないぐらいの収量になるらしいのですが、この営農者の年齢は、どのくらいの方か。何反歩ぐらいをこなしているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○部会長 事務局。

○事務局 こちら営農者の方のご年齢は、64歳。そして農地基本台帳に登録されている経営農地は1万1,348平米でございます。

○部会長 よろしいですか。

○5番高田委員 はい。

○部会長 ほかにどうでしょうか。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番の吉井です。これは、設定期間1年にするということですが、現在植わっていないところもありますし、そうすると1年後は当然周辺農地との収量は8割は満たないということになりますが、それでも一応認めることになるのですか。

○部会長 ここで審議ということに。

○1番吉井委員 いや、審議ではなくて、1年では、それでいいのかと。

○部会長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおりでありまして、本来やはり3年間で8割満たしていくということですが、ただし、こちら更新ということもございまして、3年間ずるずる見ていると、ちょっと収量は確かに8割は満たさないと思われます。

今計画ですと、8割まで、そこまで持っていけないと思いますので、そこはまた1年目の作業の、農業の姿勢を判断するという中で、確かに8割という数字は難しいとは思われますが、またそこは次回の更新時にこの方の営農状況と計画を判断することになるかと思われます。

○部会長 どうぞ。

○1番吉井委員 要はしっかり草取りすると、そういうことですね。はい、わかりました。

○部会長 どうぞ。

○9番瀧野委員 ちょっとよろしいですか。営農者のその営農意識というのが非常に低いという印象を持っていて、来年1年後にまたヒアリングに訪れると思うのですけれども、そのときには営農者が全面的に答えられるようにしないといけないと思うのです。代理人が来てぺらぺらしゃべったのでは何も意味ないですから。営農者に主体的にしゃべらせるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点。3年前にはこれは事前調査の案件ではなかったのです。なぜ事前調査から漏れてしまったのかなど。そのときにも、やはり営農に対するチェックというのがもし事前調査であれば、多少なりとも指導することができたのではないかなと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 事前調査につきましては、代理人と申請人、譲受人のほうメインで聞き取り調査を行うのですが、今回、耕作者が譲渡人も兼ねているということから、両名必ず来てくださいとお願ひしまして、代理人と耕作者両方でお願ひしました。また、次回につきましても、同じようなことにはなるかと思うのですが、こちらは事務局のほうから受人がしっかり答えられるように、許可を今回いただけるようであれば、そちらのほうは受人、渡人、両名にしっかり伝えていきたいと考えております。

また、3年前の許可の際につきましては、こちらはいわゆる長島方式という、パネルは、先ほど吉井委員さんの班長報告にもあったとおり、太陽光もちょっと中途半端だねという話を受けていたのですが、結構パネルを間引いて光を通すような方式というのが確立されていて、長島方式でやるのであれば、通常の農作物は育ちますねということで、事務局と当時の農業委員さんに話させていただきまして、個別の案件にできなかったという経緯があるというふうに伺っております。

○部会長 よろしいですか。

○9番瀧野委員 はい。

○部会長 どうぞ。

○依田会長 何となくナンバー3、4、5については、1年の許可ということで継続というような何かルールが、落としどころというか、その辺ができてしまっているのだけれども、この1年後にまた同じような議論をするのでは困るので、申請人には1年後同じだったらもうだめなのだよということをよく言ってほしいというのが1つお願ひしたいということと、それと譲受人3人のうちのいつも来てくれている人はどれなのだから、俺もちょっとわからないのだけれども。

○部会長 事務局。

○事務局 前回9月に受けた方も、代理人本人ではなくて、また今回ナンバー3、4、5につきましても、こちらは、全

部代理人の子供になります。9月は奥様のほうで、その代理人の奥さんで、本人での申請は受人のほうには入っておりません。

○依田会長 では、一度もここへ来たことがないということかい。

○事務局 そうです。

○部会長 全部委任されているからと言っていた。

○9番瀧野委員 名前を貸しているだけではないですか。

○18番青柳委員 この間来ていた人はおやじさんなんだろう。代理人だと言ったけど。これは、みんな子供の名前だというのだから、来たのはおやじさんだというのだから。

○部会長 1ついいですか。この代理人で来た人の住所は。

○事務局 東京都でございまして、5番の方と同じ住所でございまして。

○依田会長 今回の落としどころは、1年ということで落ちついて、1年後の様子をじっくり見たり、営農指導も農業委員会としてはやっていかななくてはいけないというおまけがついて、農業委員会の仕事になっているけれども、1年ごとに報告書は上げてもらっているのだよね。

○事務局 そのとおりです。

○依田会長 小和瀬委員のところの従業員だそうだけれども、譲渡人は。農業委員会が物すごくうるさいこと言っているよと言ったから、小和瀬委員がこの間怒ったと言った。当たり前ではないか、てめえなんかやることやらないからだと、小和瀬委員はきのう言っておりました。

○11番伊藤委員 しょうがないでしょう。

○部会長 では、期間を1年にとりあえず短縮したということで、様子を見るという形も含めまして。

○18番青柳委員 次回はだめねと言っておく。

○10番岸委員 そういことだよな。それは、はっきりしておかなければだめだ。

○部会長 また、次回は次回のときにまた現地調査もありますから、そのときに審議していただくということになるかと思えます。今回は1年ということで様子を見るということで、よろしいでしょうか。皆さん、どうでしょうか。

どうしますか。

はい、どうぞ。

○7番塚越委員 7番、塚越です。これは、もう許可するよりかは、ちょっと1年様子見るというような感じのほうがいいかなとも思うし、それでも許可するのだったらして、来年度はもうこの状態では許可しませんよとはっきりしておいたほうがいいと思います。そうでないと、ちょっとまた同じことが、恐らく1年後は起きるのではないかと思うので。

○部会長 事務局の意見としてはどうでしょう。

○事務局 今回は、初めての設定であれば、今回保留にして、もう一度お話を聞くというものあるのですけれども、更新でございまして、今回保留というのは、ない形になるのです。保留イコールもう不許可と同じで、期間が切れてしまいますので、それはもう違反転用になってしまいます。また、今1年で許可をいただけるということであれば、今委員さんのいただいた意見というのは、必ず申請人と渡人のほうに伝えて1年後の更新に備えてくださいという形で、

営農をしっかりしてくださいというふうに案内をさせていただきたいと考えます。

○部会長 どうぞ。

○9番瀧野委員 この件にかかわらず、更新の、要するに申請の案件の審査の主体は、あくまで営農ですから、その辺を今後、申請者に対しても強く言う。何ていうか、指導するというか、その辺が必要ではないかなと私は思うのですけれども。初期の審査というのはほかの農地に対して影響がないとか、あるいは排水がどうのとかいろんな太陽光にまつわる審査案件がありますけれども、更新のときはもうそんなのはいい話ですから、あくまで営農ですから。そちらのほうを主体に審査するというのを強く指導していただきたいなというふうに思うのですけれども。

○部会長 事務局。

○事務局 補足になるのですけれども、営農型の太陽光の申請のフォーマットがどうしても収量ベースのものになっていますので、ちょっと申請者がそこを勘違いされて8割をクリアしていればいいのではないのというふうに思われている方もいらっしゃいますので、国のほうはそちらをフォーマットにしているのですけれども、皆さんのそういったご意見もお聞きますので、県のほうにも確認いたしまして、例えば農業の申告のほう等確認したり、そういったものも必要になるかなとは考えておりますので、そこら辺は事務局のほうも研究させていただいて、営農の確証というものを今後は求めていく必要があるのかなというふうには感じております。

○部会長 それでいいですか。

○9番瀧野委員 はい。

○部会長 そうすれば、どういたしましょうか。1年でよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー3、4、5につきましては、1年ということで許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、1年という期間を切ったの許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー6及びナンバー7につきましては、関連する案件でございますので、一括審議させていただきたいと思えます。

ナンバー6、ナンバー7の説明を事務局のほうでお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は売買、経営農地に近接した申請地に農業就労者のための共同住宅を建築したいという長屋住宅及び集会所及び露天駐車場の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、経営農地に近接した申請地に農業就労者のための共同住宅を建築したいという長屋住宅及び集会所及び露天駐車場の申請でございます。

それから、別添農地法5条の許可申請ナンバーの6、7の2つ折りの資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

ナンバー6、7の資料でございます。

1枚表紙をおめくりください。位置図でございます。申請地は、図面中央、黄色のマーカーで着色された箇所が申

請地でございます、県立二葉高等養護学校から西に約700メートルのところに位置しております。

1枚おめくりください。周辺の状況及び案内図でございます。図面中央、黄色の箇所が、申請地でございます、こちらは図面の右下側につきましては、農振農用地が広がったこの公図の農地がございます。また、北側から西に向かった、徐々に宅地化が広がった地域でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面黄色の着色の箇所が今回の申請地でございます、まず申請地、北側、公図では畑とあるのですが、こちらにつきましては、現況は宅地でございます。東側は公道を挟んで宅地と農地が混在しているところでございます、また南につきましては、農地でございます。また、西につきましては河川と接している状態でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。2組中、上の図面につきましては、駐車場という形になりまして、真ん中で高低差がございますので、真ん中スロープで下の住宅地と接している形になります。住宅につきましては、長屋住宅が4棟と、あとそちらに続いています集会所が1棟でございます、申請地自体の造成につきましては、盛土と整地で、そのあと碎石敷き というふうになっております。また、雨水につきましては、敷地内浸透及びまた新設する側溝を経由しまして、既存の道路側溝のほうに排水をいたしまして、また雑排水につきましては、合併浄化槽を経まして、側溝に放流すると伺っております。

1枚おめくりください。こちらは、4棟建てます長屋住宅の一番大きな3LDKのタイプの1階平面図でございます。

次のページをごらんください。こちらは、先ほどの3LDKのものの2階の部分でございます。平面図でございます。次のページはその立面図です。この次は、今度は1LDKの平屋建ての4戸タイプのものでございます。こちらは、平屋になりますので、次の図面にあります立面図は1階建てのものでございます。こちら立面図は東西南北全部ございますので2枚あります。

続きましての平面図なのですが、こちらは1LDKの大型のユニットタイプのものでございます。こちら平屋となりますので、立面図は、また東西南北で示された2ページとなります。続きまして、平面図が、こちら集会所の平面図の1階でございます。こちらは2階建てになりますので、次ページに2階部分の間取りが記載されておまして、こちらはまた南北の立面図がついております。

以上、簡単でございますが、資料の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー6、7について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の建設部門の担当者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 農業就労者を支援するための共同住宅と伺っていますが、外国の方も対象とされているのですか。また、研修施設とも伺っていますが、短期間だけ住むようになるのですか、それとも長期にわたって住むことを前提としているのですか。いずれにせよ、その地域での新たな一員となると思いますので、地域との協力を十分に図ってってください。

回答 今のところ、外国の方までは予定していません。入居者については、基本的には当社で長期雇用される

方を考えています。また、地元区長様へは計画の説明をさせていただき、ご了承をいただいています。

質問2 雑排水の排水先についてですが、図面だと東側接道の申請地脇の水路に排出する計画になっているようですが、そちらの水路は農業用水路になると思います。同じ道の東側にある用悪水路には排水先を変えることはできないのですか。下の農地で利用している方もいると思うので、できればそちらへの排水接続をお願いします。

回答 開発指導課との事前協議において、現在計画している排水先で問題ないと回答をいただいています。また、そちらの水路は、どちらの土地改良区にも属していないため、箕郷支所建設課から指導いただき、地元区長様から同意書をいただいております。しかし、用悪水路への接続も含め、再度検討させていただきたいと思えます。

質問3 支援施設ということで、補助金等の対象になっているのですか。また、障がい者を受け入れる福祉施設としての位置づけも検討されているのですか。

回答 補助金等は一切いただけない事業になります。また、こちらの施設での障がい者の受け入れは考えていません。将来的には当社の事業展開として、農業と福祉を連携した事業も検討はしております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

事務局。

○事務局 先ほど班長の報告の質問2にあったものの確認結果を報告させていただきたいと思えます。

最初に、図面の雑排水につきましては、申請地側の農業用水に排水するというふうになっていましたが、その後、法人のほうで確認いただきまして、こちら側の農業用水ではなくて、その道を挟んで東側の用悪水路のほうに接続をいたしますということで回答いただいていますので、報告させていただきます。

○部会長 それでは、改めて審議に入ります。どうでしょうか。排水先の変更ということで。

はい、どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳ですけれども、これは初めに来たときに開発のほうと協議して排水をそこにしたというのだけれども、箕郷のときもそうだったのだけれども、必ず開発課とか、建設課とかというのは向こうにやってくれというのが普通になっているのだけれども、どうして開発課はそういうことをするのかと思って。今思ったのだけれども、農業委員会からも今度はちゃんと話しておいてくれる。

○部会長 はい。

○事務局 今回の場所なのですが、私も、開発指導課と、あとこちら、支所の建設課になりますので、確認したところ、本来でしたら農業用水は土地改良区の管理とされているものが殆どなのですが、この場所については、たまたま通常であれば群馬用水とか、群馬中部というところが対象になるのですけれども、こちら土地改良区はない地域でございまして、元を見ますと、川から取水しているという話は伺いました。こちら土地改良区がないものですから、支所の建設課のほうと、あとは地元の同意が必要なものというふうになっておりまして、開発指導課につきまして

は、その支所の確認をとって地元の同意がついていたので、今回はそれで1回事前協議のほうは受けたのですが、申請人のほうが農業用水、下で使っている方もいらっしゃる可能性があるということから、用悪水路のほうに接続を変えたというふうに聞いております。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 だから、本当は開発が先なのだから、よく見ていないのかなと思うのだけれども。いつもそういう案件も確かにあるのだよ。後で行ったら、何でこの雑排水がこんなところに入っているのだよということをよく言われるので。それは、だから、違う排水先が、側溝があるのだったらそちらにやってくれというのを開発のほうにもよく話しておいてくれる。

○事務局 事前協議の際には、また図面見て、気づくようなところ、わかる範囲で開発指導課のほうには回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○部会長 ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー6及びナンバー7につきましては、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー8の説明を事務局お願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

8番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添農地法5条、許可申請ナンバー8の審議資料をご説明させていただきたいと思います。ナンバー8の審議資料のご用意をお願いいたします。

表紙でございますが、申請地はピンク色でマーカーされた箇所が申請地でございます、高崎市立上室田小学校から南東へ約800メートル行ったところでございます。

1枚おめくりください。周辺の状況図、案内図でございます。図面中央、マーカーで着色された箇所が申請地でございます、榛名ふれあい公園から少し上がった西のところでございます、周囲は宅地と、また農地が混在する地区でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。こちら、方向が変わりまして、ひもで結ばれているほうが北と見ていただけると見やすいかと思えます。また、公図を縮小した関係から縮尺が合っておりませんので、ご了承ください。申請地は、こちらマーカーはないのですが、中に申請の申と書かれた3筆が申請地でございます、南の2筆につきましては、平成26年の12月に許可をとったところでございます。今回、北側の細長い土地を追加して3筆で太陽光

をしたいという申請でございます。

1枚おめくりください。また、図面の方角は、ひも止めのほうを左として見ていただきたいと思います。こちら、パネルは、設置の計画図でございます。まず、南側は既にパネルがこのように設置しておりまして、今回このパネルの発電の容量が足りないということから、北側の土地も合わせて4筆、こちらのほうでもふやしたというふうに合わせてございます。総パネル数につきましては、1,560枚、総発電量につきましては、422キロワットを計画しております。また、北側の土地につきましては、パネルをしていないところにつきましても、こちらは農地でございますので、こちらについても同じ作物を栽培するというふうに合わせております。

1枚おめくりください。こちらは、支柱の立つ場所と一時転用する支柱の面積の図面でございます。黒丸で示された箇所が支柱の場所でございます、合計面積は右下にございますとおり、18.72平米と支柱の面積でございます。

次のページをごらんください。架台の立面図でございます、先ほどもお話ししたとおり、ももとの申請地2筆につきましては、パネルがこのような状態で設置されておりまして、パネル下部の支柱の高さも約2メートル以上は確保しておりますので、営農には支障ないというふうになっております。

次のページから2枚につきましては、これはフェンスの立面図になりますので、こちらは説明を省略させていただきまして、次のページは営農計画書というものでございます。

まず、1番、全体の耕作面積につきましては約7,000平米ということでございます。また、下部の作物につきましては、平成26年の許可を受けた際と同様で、ミョウガとなっておりますが、そちらにつきましては2年を経過しているもののまだミョウガの生育が芳しくないということから、1年目につきましては空欄というふうになっております。

1枚おめくりください。営農の期間でございますが、また1年目はもう一度土づくりから全体でやり直したいと伺っておりまして、収穫は3年目を計画しているということでございます。また、その下にはパネル下部で使う機械が掲載されております。

1枚おめくりください。1枚おめくりいただいた一番下の(3)番、下部の単収でございますが、ミョウガの地域の平均的な単収は10アール当たり、750キログラムとございまして、そちらは8割という形で、10アール当たり650キログラムを設定いたしております。

簡単ではございますが、以上で資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー8について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回のパネル下での栽培作物は、ミョウガと伺っていますが、ミョウガの栽培経験はどのくらいありますか。また、ほかで既に栽培されているのであれば、その場所を教えてください。

回答 倉淵町権田で同じ営農型太陽光で許可をいただき、栽培をしています。

質問2 倉淵町でのミョウガの状況はどうですか。

回答 農家さんのアドバイスをいただきながら、今年に植えつけて現在は根づいてきていることを確認しています。

質問3 まだ、収穫までは至っていないということですね。つまりはミョウガの経験はないということですか。

回答 そうですね。実際の収穫は、来年の夏以降の予定となります。

質問4 箕郷町生原・中里町の圃場は手が行き届きつつあるとは感じていますが、その一方で倉渕・榛名地区では許可から2年近く経過したものについて計画どおり進んでいないという状況も伺っています。計画どおりに実施していただけないと今後の許可に影響が出てくると思いますよ。また、各圃場の統括は、あなた様がされているのですか、それとも各圃場ごとの管理なのですか。もう少し状況把握をきちんとされたほうがよいのではないのでしょうか。

回答 私のほうで事務的には統括もしておりますが、実際には各圃場ごとに担当がおりまして、その者に管理を任せています。

質問5 ミョウガは、1坪に何株くらい植える計画ですか。また、どのような植え方をしているのですか。

回答 最終的な計画になりますが、株ごとの間隔は30センチとりまして、畝間は70センチとなるようにいたします。植え方については、茎を切って縦に植えつけます。

質問6 今までに許可をとったところでの状況も踏まえて、聞き取りをさせていただく場合もありますので、各圃場の状況等を質問させていただいた際に、答えられるよう準備してきてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑が応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番の吉井です。許可後2年経過して何もされていない。要は事情があって売電できていないということのようですが、売電できるできないは関係なく、現にパネルを張っているのですから、営農は速やかにすべきだったと思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 昨日行われました事前協議の際にも同じようなお話をいただきまして、そちらをこちらの営農を担当している方にお話を伺いました。その方から回答いただきましたので、読み上げさせていただきたいと思います。

まず質問1、投げかけたのが、なぜ2年間営農が行われなかったのかという質問をさせていただきました。そちらにつきましては、回答としましては、平成26年12月に許可となりまして、パネルの設置の工事、また土づくりを行ってきたために設置期間が延びてしまって、定植自体は、今年の28年の春に初めてミョウガの定植をさせていただいたということでございます。また、そのミョウガの苗を購入したのですが、購入する計画の際に購入元で病気が発生してしまって、予定していたミョウガの苗を確保できなかったというふうに補足がされていて、またその確保できなかった分については、29年、来年の春になりますが、直にふやして収量を達成したいと回答いただいています。

続きまして、太陽光パネルは、今回計画発電量に足らなくなってしまったということで、隣地の土地にパネルをふやして計画発電量をふやしたいというような内容で申請をいただきました。そのことについて確認したところ、回答としましては、当初の接続する際に、当初計画していた使用するパネルは、入荷が間に合わなくなってしまったため、

ちょっと質の、売電の、効率の悪いパネルを使用してしまったということでございます。そちらは、電力会社の接続が3月7日が期限ということございまして、売電のキロワットよりも接続できるできないを優先してしまって、今ある入荷できるパネルで対応したために、実際本当は得られる出力が得られないパネルを設置してしまったというふうに伺っております。このパネルの設置なのですが、本来例えばですが、100キロワットを契約をしているものにつきましては、パネル自体はそれよりか上回る120キロぐらいを本来設定して、余剰分については買い取っていただけないのですけれども、常に100キロ安定した売電をしたいということから、通常であればその契約よりかは大きなパネルを設置して通常の売電の安定を図るということございまして、今設置してありますパネルが1,380枚、2筆ございまして、そこは1,380枚設置してあります。そちらが、計画発電量、372キロワットの発電でございまして、本来は420キロぐらいは設置して、売電の契約キロワットはクリアしているのですけれども、ただ、それよりか上回ってもう少し発電をしておきたいということで北側の土地をあわせて今回申請させていただきましてというふうに回答をいただいております。売電については、もう接続されていることから、今売電についてはもう始まっているという状態でございます。

以上でございます。

○部会長 はい、どうぞ。

○1番吉井委員 事情はいろいろあるのでしょうけれども、既に、現に建って3年目でもこんな8割収穫量上げているべきところが、上がっていないということは、このどきどきに紛れて、前のほうとあわせてまた3年再設定ではなくて、前のものはあくまでも別にして次の新しいものだけを3年に認めるとか、設定するというのでやるべきではないかと思うのですけれども。

○部会長 その辺は、事務局どうですか。

はい。

○事務局 この太陽光の営農型発電なのですが、どうしても一時転用で期間というのが一つの発電所に対してやはり1つしかないというところが問題でございまして、確かに更新するごとに、更新というか計画変更による設定を再設定しますと、一時転用の期間もまた延長になってしまうというのが通常でございます。県のほうにも確認して、ちょっとこれはおかしいのではないですかという話をしたのですけれども、どうしても期間については一つの発電所で2つの期間というのが設けられないものは、これはやむを得ない措置なのだというふうには伺っております。

○依田会長 今議論しているのは、多分途中でこれはうまくないな、なかなか目的にうまくいかねえなというときには、計画変更出してやっちゃえば、それでまたゼロからのスタートで3年間行けるのではというふうに、そういうふうに運用されると。こういうことになってしまうのであろうという懸念があるということですよ。

○11番伊藤委員 おかしいよね。

○依田会長 では、その空白の2年間はどするのという話になってしまうものね。

○部会長 本来やっていなければいけないということですからね。

○依田会長 そう、そう。それをやらず、また3年後に許可いただけるのだったら、そっちのやり方のほうがいいのではないかいというのがある。

○部会長 はい。

- 10番岸委員 10番、岸ですけれども、おかしいと思うのです。計画の段階で発電量は出ないなんていう話は多分ないでしょう。ちゃんと計算してやっているわけですから。その辺が何か、回答として来ていないですよ。
- 部会長 先ほど事務局からの説明だと、電力会社との契約が3月。
- 事務局 3月です。
- 部会長 去年の……今年の。
- 事務局 はい。今年の。
- 部会長 今年の3月までには売電をしなければいけないということで入荷が遅れたためにちょっと出力の悪いパネルがあったので、それを使ってしまったと。それは、もうそっちの言い分ですよ。
- 事務局 はい。言い分は、そうです。
- 10番岸委員 それだったら、本当に計算してちゃんとやったのかいという話だと思うのです。それをどんどんやってしまふのだから。やり方によっては抜け道でどんどん、どんどん、そういうことがあると思うのです。
- 部会長 事務局にちょっと確認なのですけれども、例えば100キロなら120ぐらいは欲しいよねという、100を安定するためと言ったのだけれども、さっきのやつだと370で420欲しいと。現状だとクリアはしているのだけれども、もうちょっと上げておきたいという。
- 事務局 そうですね。やっぱり安定で供給するには421キロワットぐらいは欲しいという。
- 部会長 そうすると、現在が372しか出ていないと。
- 事務局 ええ。
- 部会長 契約が。
- 事務局 契約は多分400ぐらいだと思うのです。
- 部会長 足りないわけなのだ、どっちみち。
- 事務局 そうですね。ごめんなさい、契約は、済みません、足りています。
- 部会長 足りているは足りているけれども、その余分の部分が安定しないということで追加ということで。
- 事務局 そうですね。
- 依田会長 大体ちょっとオーバーなのをみんな設置しているのだよね。
- 部会長 どうぞ。
- 事務局 ちょっと今経産省のIDの許可を見ているのですけれども、先ほどの言い訳だと372キロワットということなのですけれども、本当は契約は410なので、ちょっとそこにはまだ満たしていないという話、ちょっと話が食い違っています。済みません。
- 部会長 足りないからということでね。
- 7番塚越委員 7番、塚越ですけれども、いいですか。
- 部会長 はい、どうぞ。
- 7番塚越委員 これは、農業委員会では余り売電は関係ないような気もするのですけれども、契約の抱き合わせだから、やっぱりこれはまずいのですか。営農は、8割とか何かそっちのほう重視して売電に余り関係ないと思うのだ

けれども。だから、これはもう29年までは1年はこのまんま使ってもらって、来年拡張するならしてもらって、売電にはちょっと農業委員会は関係ないと思うのだけれども、その点どうですか。

○部会長 そうですね。

○7番塚越委員 営農のほうをしっかりと俺らが見てやればいいのに、売電なんか見なくても、ちゃんと許可出ているのだから。29年までが1年、そのときに拡張するなり、直すのなら直すなり、そういうふうなことで進めたほうがいいのではないのかと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○部会長 きょうは、部会ですので、皆さんの意見でなりますので、意見をどんどん出していただきたいと思いますけれども。

○18番青柳委員 では、1ついいですか。

○部会長 はい。

○18番青柳委員 18番、青柳なのですけれども、反対にこれ、始末書添付になるのではないかい。先ほど4条の1の案件で、太陽光は設置してあるけれども、様式が違うというので、始末書添付させたわけではないか。こういうときには始末書は要らないということなのか。

○部会長 事務局。

○事務局 確かに報告は毎年受けているのですけれども、確かに更新のときをもってその8割を満たしている満たしていないという話がございます、確かに今回2年目でまだ8割に全然届いていないという状況にあるのですが、まだ全く営農していないというわけではないので、今回始末書までは求めていないという形でございます。

○18番青柳委員 全く営農していないのではないというけれども、全く営農していなかったのではなかったっけ。

○部会長 事務局。

○事務局 先ほどちょっと言い訳の中にあっただけですけれども、ミョウガの苗は購入したものの購入がままならなかったということで、一応できる範囲ですが、定植はされているはいるのです。

○18番青柳委員 されていた？ 生えていた？

○事務局 ええ。ミョウガのほうは私も現地を確認させていただいて、すぐまばらと言われればまばらなのですけれども……

○7番塚越委員 それで許可するわけにいかないよな、それではな。

○部会長 はい、どうぞ。

○1番吉井委員 1番の吉井です。シェアリング許可条件で、周辺農地と比べての8割の収穫。これは、正直言って非常に難しい条件だと思うのです。相当専門的に営農に力を入れないと、とてもではないけれども、達成できない。これは、もうわかっていることですね。それを許可しているわけですから、当然その許可後のチェックをいまいし厳しくしないと。だけれども、農業委員会ではそれはできないでしょう。事務局の職員皆さんが、営農収穫なんてできるわけないのだから、そうなるやっぱ当然その辺は国の西部農業事務所あたりにその辺を指導してもらうような形をとらないと、このシェアリングの営農というのがいつも未達成の状態でも更新、更新ということになってきたのではちょっとおかしいことになると思うのです。その辺を、現在報告書が見られますけれども、1年に一遍報告書だけ見

て、それだけでしょ。現地に行って確認して、少なくともこの現場だって2年間作付されていなかった。2年間報告書がどうなっていたかわかりませんが、行ってみたいわけですね。その辺の指導はきちっとしていたわけですか、どうなのでしょう。

○部会長 事務局。

○事務局 報告書をいただいて営農計画がままならない、営農の状態がきちっとしていない場合は、農業委員会として、実質的な指導については、さっきの西部農業事務所とかそういったところには聞いていただくのですけれども、ちょっとそういったところをクリアして申請いただいていますから、その計画書に基づいて営農してくださいという指導はさせていただいて、3年後の更新に向けて備えてくださいという話はさせていただいてはいるところなのですが、ただし先ほどのほかの案件でもあったとおり、指導をしてもなかなか対応いただけないというのが、現状ではあります。

以上です。

○部会長 どうぞ。

○1番吉井委員 指導して対応できないことは、要はあれでしょう、もう許可できないということでしょう。農業委員会としては、そういう措置を本来はとらなくてはいかぬということですよ。パネルを外さないとか何とか、それはもう別の問題であって、農業委員会はあくまでもきちっと営農して8割収量ありますよということを条件に許可しているわけだから。それができない者は、もう要は違反転用になるだけです。少しこの辺も、このシェアリングについては、いまま少しそのルールをきちっとやらないとおかしなことになると思います。毎回この繰り返しになります。

○部会長 はい。

○10番岸委員 10番、岸ですけれども。ちょっとその話とは違うのだけれども、例えば譲受法人さんが営農している、シェアリングに基づいた反別がどのくらいあって、何人の従業員が従事しているか、その辺もちょっと確認してもらいたいのですね。こっちがわあわあ言う話ではないけれども、何町歩もやっていて5人しかいなかったなんていったら、当然こういうふうな状況は生まれてくると思うのです。

○部会長 その辺は、よく事務局、把握できているかな。

○事務局 許可をとったところ、3条の許可のところは農地台帳へ入力をしていまして、一部最近のものはまだ、これから入力することもあるのですけれども、大体20万ヘクタールぐらいで今やっているのかなと思うのです。

○10番岸委員 20町ぐらい。

○事務局 ごめんなさい。20町歩です。そうですね。大体、従業員が正社員とパートとか、その日雇いを入れて69人が譲受法人で働いております。

○部会長 審議が長くなってしまって、まだこれから一括協議等々ありますので、ここで1回休憩を5分程度とりたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、5分程度休憩としたいと思います。よろしくお願いします。

休 憩

再 開

○部会長 再開いたします。

それでは、ナンバー8についてですけれども、私の意見としてこの譲受法人は、許可を得ても、ほかのところも遅れていて工事が進んでいないところが多々見えるように思います。今回もこういうちょっとまた時期をずらすとかいろいろありますので、今月は保留にさせていただいて呼び出しをして詳しく事情を聞いてから判断したらいいのかなと思うので、いかがでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 ということで、8番につきましては、保留として呼び出しをして詳しく事情を聞いてから、また来月に審議をするということよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○8番生方委員 これは29年まであるわけですね。

○部会長 この、あれですか。

○8番生方委員 ええ。

○部会長 今回は保留にさせていただいて、ほかのやつもありますので、詳しく事情を聞いてまた来月に、そうすると全部3条とかそういうのも、ほかのも、一時転用なもの上がってくると思いますので、保留にして、何しろ聞き取りをちょっと1回したほうがいいのではないかなということをお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー8につきましては、保留ということをお願いしたいと思います。

続きまして、事務局、ナンバー9の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

9番 契約内容は売買、太陽光発電に適地である申請地を買い受けて売電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条の審議資料、ナンバー9をごらんください。

こちら1枚目、位置図でございます。図面中央よりやや左側の赤く塗られている箇所が申請地でございます、中室田小学校より北西に約2.1キロメートルの箇所になっております。

続きまして、2枚目案内図でございます。周囲の状況といたしましては、別荘地の北側となっております、小規模な集団の生産性の低い農地でございます。

3枚目をご覧ください。公図でございます。こちら図面の方向変わりまして、左側が北となります。図面中央黄色く縁取られている箇所が申請地でございます、県所有地を挟みまして、2つに分かれております。なお、この挟まれた県所有地につきましては、県道の計画があったものの現在計画が頓挫しているということございまして、占用等しなければ特に県のほうにも手続は不要ということで伺っております。また、隣接の地目につきましては、北は畑、西は山林、南につきましては公図上登記地目山林と記載されておりますが、実際には別荘が建築されておまして、

現状宅地でございます。

続きまして、4枚目をご覧ください。土地の利用計画図でございます。こちら、上が北側の図面、下が南側の図面となっております。申請地の北側の区画には太陽光パネルが312枚、南側の区画には264枚設置し、合計枚数につきましては576枚、低圧発電所が2基の計画でございます。なお、そちらの土地利用計画図、北側の申請地にスペースがあいておりますが、こちらにつきましては、こちらの事業用の資材置き場として使う計画ということで報告が代理人よりございました。また、周囲につきましてはフェンスで囲みまして安全対策といたします。雨水排水につきましては、各区画に調整池を設置いたしまして、浸透処理を行います。また、この後、班長さんの報告から隣地の距離につきまして調査の質問がありまして、その際には1.5メートルとお答えいただいたのですが、その後、周辺住民との調整をした結果、少々距離をあけていただきたいということで、南側の隣地との境界につきましては、パネルから約3メートルほど距離あけるということで計画の変更があったということをご報告いただいております。地盤につきましては、現況のまま使用いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○1番吉井委員 農地法第5条許可申請審議、ナンバー9について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 申請地の間に県の道路用地がありますが、こちらは払い下げることができなかったのですか。

回答 高崎土木事務所に問い合わせたところ、払い下げについては考えていないという回答でした。

質問2 南側の別荘とはどれくらいの距離があきますか。

回答 設置するパネルから別荘の敷地までは近いところで1メートル50センチの計画です。

質問3 防草シートは敷くのですか。

回答 パネルの周りについては防草シートを設置しまして、それ以外の場所については芝生を養生します。除草については、シルバー人材への依頼や私自身が来て除草作業を行うことも考えております。

質問4 他市でも発電事業を行っているとのことですが、実績を教えてください。また、住所地である長野県では発電をしていないのですか。

回答 現在、前橋市に低圧の発電所が1カ所です。前橋市ではさらに1カ所、発電所を設置する計画があります。長野県にも1カ所発電所があります。

質問5 なぜ、高崎市や前橋市に進出しようと思ったのですか。

回答 日照条件がよく、住所地から2時間程度で来ることができるため、管理がしやすいことから本申請地を選定いたしました。

質問6 県所有の土地についてはどのように扱っていくのですか。

回答 担当部署と協議しまして、私のほうで除草してよいということであれば、申請地とともに除草をしたいと思いません。

質問7 開発指導課の事前協議の際、同意を得ることができない隣地所有者がいたということですが、そちらの

調整は怎么样了していますか。

回答 隣地所有者には事業説明をしておりまして、その際、今後家を建築する予定がある方からパネルからの放射光を心配しており、同意がいただけていない状況です。11月上旬に周辺所有者の会合を開くということで、その後改めて回答をいただけるということになっております。

以上のような質疑応答がありました、
以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー9につきましては、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー10の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

10番 契約内容は賃貸借、太陽光発電に適地である申請地を借り受けて売電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

こちらの案件につきまして補足の説明をさせていただきます。

まず、こちらの案件につきましてですが、現在事務局と立地条件について確認事項があるため調整中でございます。ですので、今月につきましては、保留としていただければと思います。

○部会長 事務局の説明がありました。事務局から保留願ということで説明がありましたので、ナンバー10につきましては、保留として来月の議題に諮ることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、ナンバー10は保留といたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて庭用地として使用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より買い受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 取下。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

22番 契約内容は贈与、宅地の一部として使用してきた申請地が農地法の許可を得ていなかったため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて拡張したい。なお、申請地の一部を

駐車場として使用していたため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり申請地を建売分譲住宅用地として買い受けたいという建売分譲住宅3棟の申請でございます。

32番 契約内容は売買、近隣で認定こども園を営んでいるが、駐車場が不足しており申請地を駐車場として買い受けたいという露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、建築業を営んでおり吉井町近隣での事業が増えてきたため申請地を露天資材置き場として取得したいという露天資材置き場の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は贈与、境内地の拡張のため申請地を譲り受けたいという境内地の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は売買、以前より建築機械置き場として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという事務所、作業所、倉庫及び露天車両置き場の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、自営業の事業拡大に伴い申請地を買い受けて駐車場及び資材置き場としたいという露天駐車場及び資材置き場の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、建設業を営んでおり会社に近接した申請地を買い受け資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、太陽光発電に適地である申請地を買い受けて売電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

48番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが家族が増え手狭なため、申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて建売住宅用地としたいという建売分譲住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが申請地を買い受けて自己用住宅及び露天資材置き場としたいという一般住宅及び露天資材置き場の申請でございます。

51番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、業務が好調であり資材置き場が不足しているため叔父より申請地を買い受けたという露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く41件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、青柳委員。

○18番青柳委員 では、1ついいですか。18番、青柳なのですけれども、37番、38番の法人はちょっとこのところみんな急ぎ過ぎていて、俺は今ちょっと無理だと思っている。だけれども、売電の契約がどうせ今年で切れるので、もうやたらめったらみんな申請したところが今回出てきているのです。だから、今さっきもあったように、もうやれないところがどんどん出てきていると思うので、そうするとどうなのかなというあれがあるのですけれども、どうなのでしょうね。

○部会長 事務局のほうでいつまでというやつは把握できていますか。

はい。

○事務局 済みません、接続についてはいつまでという把握はできていませんで、やはり許可受けてから3年後の8割に向けて粛々と営農していきたいという、その報告を受けて、指導をしていくのみかなと考えております。

○部会長 そうですね。売電のほうは関係ないというか。

○18番青柳委員 だから、売電のほうはいいのだけれども、このところ2年ぐらいでぐんと耕作面積を延ばしているのだから、営農するといったってちょっとやっぱり無理がいくわけでしょう。いや、だから今申請が来て、この間の5月にとってあるのもだめだから、ちょっとやばいのではないかなと思っている。

○部会長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおりでございます、37番につきましては、土地の所有者が違うということから、1つ先に申請上げて後になってから実は1個の発電所でしたということで、もう一個追加でないと売電ができませんとか、ちょっとそう

いったことと、あとはもう一個の38番につきましても、実際設置を現地に行って確認してみたら、日陰が余りにも多くて、パネルの効率が落ちてしまうようなことで1筆ふやしてパネルの売電をふやしたいとか、ちょっと設置の計画自体が確かにずさん、ちょっと計画が甘いなど事務局のほうも感じておりますので、そちらについてはよくよく計画を検討した上で申請していただくよう相手にもちょっと指導していきたいというふうに考えております。

○部会長 先ほど8番でしたか、保留にしたのもありますし、まとめて1回よく聞いてからのほうがいいのでしょうか。

○18番青柳委員 ちょっと申請をとめておかないと、またどんどん、どんどん来ているのは、向こう側の都合はもう売電を今までやったのがもう3年ぐらい過ぎているので、電力会社のほうとの契約が切れてしまうので、もうどうこう構わなく出したやつはみんな今やっているわけなのだけれども、5条申請なら幾らでも構わないのだけれども、今菅農のほうみんなやっているのだから、ちょっとこのところでとめておかないと無理がいくと思うのだけね。だから、やるならやるように、その人数を本当に言うと、今ろくにいないよ、期間雇いだから。地元だから見るからわかるのだけれども、今本当に人数いないです。ということは、やっていないということ。やったって合わないからだろうなのだろうけれども。だから、これは菅農やるのだったら幾らでも許可してやりたいのだけれども、ちょっと無理があるのではないかなと思うのだけれども。

○部会長 事務局。

○事務局 こちらの法人につきましては、3条でまた新たに借り受けたいということをして、その上でまた地上権と5条の一時転用をしていきますので、新たな3条につきましては、全部効率利用という観点もごございますので、そこら辺は一度法人のほうにも話しまして、全部効率利用がされない限りは、新たな3条の許可は受けませんよという形で、こちらのほうもお話をさせていただきたいなと感じております。

○18番青柳委員 そういうことでよろしくお願ひします。別に菅農を邪魔するわけではなくて、許可するときには菅農のほうを条件としてやっているのだから、そういうことでよく見ていただきたいと思ひます。お願ひします。

○部会長 そうすれば、どうでしょう。37番、38番。

○依田会長 各委員さんが理解できなかつたら保留というのも1つの手ではあります。

○1番吉井委員 その37番、38番の更新については、過去3年間の実績、成績については報告受けているのですか。

○部会長 はい。

○事務局 済みません、37と38につきましては、こしの5月に。

○1番吉井委員 5月。

○事務局 ええ。現地はまだパネルをこれから設置しようという段階でして、まだこちらは売電するとかパネルがそろっているという状態ではなくて、これから今そろえていくという段階でございまして、ちょっと先ほどのナンバー8とは条件が違うと思ひますので、できればこちらについてはよろしければ準備をどんどん進めていただひて、菅農をやっていたくよう、整えていただくのがよろしいのかなというのを感じております。

○部会長 どうでしょう。どうでしょうか、皆さん意見を。

○18番青柳委員 今回は許可して次回は出てくるやつはちょっとまずいのではないかなと思ひのだけれども。

○部会長 先ほども言ったのですけれども、本当に箕郷のほうはいいのだけれども、榛名倉淵地区のほうは手おくれしていると。許可を受けてからも、1年、2年たっしてしまっているところもあるということなので、そっちをまず解消してきつくといい言い方もあれですけれども、指導していただいてということになるかと思います。この新規に出てきた37、38はどうでしょうか。

○18番青柳委員 やむなしということであれば、次のときは、もう申請はちょっと待ってくれと言ってくれるほうがいい。

○7番塚越委員 菅農が先行してもらいたい。

○部会長 本当に見本になっていただきたいところではございますけれども、手おくれしているとか、そういう条件に満たしていなければ、やっぱり許可もできないのかなというふうにも思いますけれども。

○7番塚越委員 パネルが間に合わないから菅農が、何もできなかったと。そちらが先だけれども、菅農を先に優先にもらって、パネルが優先ではなくて。

○部会長 でも、下に作物つくってしまうとパネルが入りづらいということもあろうかとは思うのですけれども。

○7番塚越委員 それはしょうがない。それだったら申請をしないということだよ。そのかわりちゃんとした申請を。

○部会長 どうでしょうか。

○18番青柳委員 今回ののは許可してやってください。

○部会長 それでは、あれですか、37番、38番は今回はということもありますので、事務局のほうから指導のほうを、きつめの指導をしていただいて、お願いしたいと思います。

そのほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、異議がなければ、19番が取り下げです。ナンバー47につきましては、面積が多いということで許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、またその他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしということで、許可相当ということにいたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 申請人は被相続人の長男、相続開始年月日は平成28年6月2日でございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について。

農地法関係公売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係公売農地の買受適格証明願について

1番 農地法第5条許可を前提とした申請で、転用目的は露天資材置き場用地でございます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 いいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農用地利用集積計画について

議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等まとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て、報告することにより安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の事業集積計画は、平成28年12月1日報告予定の農用地利用集積計画となります。別紙でお配りしている高崎市農用地利用集積計画をごらんください。

お手元にあります資料は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機の所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきます。総括表をごらんいただき、表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は119名、利用権を設定する者は222名です。利用権が設定される面積は、

田の通年が287筆、38万7,427平米、田の期間借地が48筆、6万2,045平米、畑が72筆、9万5,181平米、合計で407筆、54万4,653平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積20万1,600平米、割合は37%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は田が5万6,063平米、畑が1万4,868平米、3年から6年未満の農用地の面積は、田が29万5,909平米、畑が6万4,318平米、6年から10年未満の農用地の面積は、田が8万5,765平米、畑が1万2,952平米、10年以上の農用地の面積は、田が1万1,735平米、畑が3,043平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい。

○7番塚越委員 7番、塚越ですけれども。これは、利用権の設定をしていない人がかなりいると思うのだけれども、事務局のほうは、何%ぐらい来ていないとか、大体把握できていますか。利用権の設定、ほとんどしていない人が多いので。

○部会長 事務局。

○事務局 何%ができていないとかという把握はないのですけれども、できるだけその契約をしていないという話があったら、その利用権等を使って必ずしてくださいというふうな旨は伝えております。

○7番塚越委員 どこに伝えているのですか。支所とか個人ということ。

○事務局 電話で問い合わせがあった際には……

○7番塚越委員 問い合わせがあった場合ね。

○事務局 そうですね、必ず。

○7番塚越委員 問い合わせがなくても、うんとわかっているのはわかるのだけれども、どうでしょう。

○依田会長 逆に農業委員さん、そんな話が聞こえてきたら、そういう場合はちゃんと手続きしてくださいよという指導をぜひお願いします。

○7番塚越委員 しているのだけれども。した人が、していないのだから。

○依田会長 例えば3条でやるとか、それとも利用権でやるとか、いろいろやり方はあろうかと思いますが。

○7番塚越委員 結構です。わかりました。していないのはしょうがないけれども、していない人が多いということ。その辺よくわかっていただけだって10件や20件ずっとあるからさ。

○依田会長 認定農業者になると借りた人にも奨励金出ますので。

○7番塚越委員 借りた人に奨励金が出るの。

○依田会長 はい。

○事務局 認定農業者は出ます。

○依田会長 それと1ついいかな。

○部会長 はい、どうぞ。

○依田会長 これは、申請が出てきたやつを全部受け付けて、ここところにみんな登録しているわけだね。

○事務局 はい。

○依田会長 その人が例えば村の中でちゃんとした経営ができているのだとか、できていないのだとかというのは全然審査していないわけだね。

○事務局 そうですね。農家要件を満たしているのであれば、申請は受け付けているという状態です。

○依田会長 非常に草だらけで周りの人に迷惑をかけていても借りたい人はどんどん借りている。

○事務局 そうですね、そういった苦情があれば、まず利用権設定する際に直接お話しはするのですけれども、そういった話を聞かないのであれば、もう受け付けをしている状態になっています。

○依田会長 聞かないということもないよね、現実には。

○事務局 苦情が来て一度話をしたという事例はあるのですけれども、その審査というところでは特にはということですね。

○依田会長 普通は農地を借りるときはその周りの周辺の人に迷惑をかけない、その周辺での通常の営農ができる人というのが一つの決まり事があるわけだけれども。

○18番青柳委員 やっぱり今言ったように、借り過ぎても手が回らなくなると思うので。

○依田会長 そういう実態はあるよね。

○事務局 そうですね。

○部会長 ほかはどうでしょうか。

よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項です。

報告事項第1号から第4号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は賃貸住宅、用途指定区分につきましては工業、ほか9件、計10件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理をいたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は事務所兼店舗、用途指定区分につきましては近隣商業、ほか34件、計35件の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、合意解約、ほか2件、計3件の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

1番、2番につきましては、こちらは9月の農地部会においての案件でございます。こちらは開発指導課と調整が整わなかったために許可証の交付を保留にしておりました。10月5日に、そちらの開発の許可のほうの調整が整いましたので、こちらにつきましても10月5日付で許可証のほうを交付させていただいております。また、3番以降につきましては、先月の農地部会において許可相当とした案件で、4条が3件、5条が47件、またその下にナンバー6、ナンバー8、ナンバー9、あとナンバー44、あとナンバー50、52につきましては、3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令との協議が調いましたので、10月24日付で許可証を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 1号から4号まで報告がございました。

その他の事項について、事務局のほうから何かあるようでしたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○事務局

(事務局より事務連絡)

○部会長 あとは、そちら事務局大丈夫ですか。よろしいですか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、本日は案件が多くて長時間にわたり大変お疲れさまでした。以上で第28回農地部会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時35分 閉会